平成２６年（フ）第９８７１号
千葉県浦安市当代島１丁目17―28
破産者　大塚　僚一
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１６４号
東京都葛飾区新小岩１丁目46番３号
破産者　有限会社たまりや商事
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８０号
東京都羽村市栄町１丁目３番地４ニューシャトル202、開始決定時の住所東京都青梅市長淵２丁目699番地の５
破産者　大久保文子
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７９８号
神奈川県綾瀬市上土棚中１丁目３番14号
破産者　有限会社内製作所
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９５０号
横浜市南区中里３丁目16番15号
破産者　ＭＪ　ＤＲＥＡＭＳ　ＣＯＭＰＡＮＹ　株式会社
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２４号
神奈川県茅ヶ崎市みずき１丁目７番６号
破産者　株式会社ＣＨＥＲＲＹｓ
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７２号
岐阜県郡上市高鷲町ひるがの4670番地の835
破産者　有限会社アンジュ
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９００号
千葉市緑区土気町375番地８
破産者　堀越ゆき子
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９２７号
千葉県市川市東菅野１丁目23番18号
破産者　竹澤　智子（旧姓齋藤）
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９３６号
千葉県市川市相之川１丁目17番27号
破産者　有限会社イワサキトランスポート
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９３７号
千葉県市川市相之川１丁目17番27号
破産者　岩嵜　　誠
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８号
埼玉県川口市大字峯904番地３
破産者　株式会社ライク
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
千葉市中央区問屋町５番21―607号
破産者　原　　和夫（旧姓一色）
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９４号
千葉県山武郡芝山町境字宮台552番地
破産者　有限会社芝山タクシー
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５１７号
千葉県船橋市南本町35番22号
破産者　安江　鐘男
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７４７号
千葉市若葉区西都賀２丁目20番６号　第15Ｃ　Ｉマンション202号
破産者　飛田　　修
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７０号
千葉県船橋市海神３丁目２番４号
破産者　長谷川賢一
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７１号
千葉市花見川区千種町242番地１　プレナ　Ｉ―202号
破産者　田中　良寛
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１１号
千葉市稲毛区長沼町256番地49　雇用促進住宅３棟107号
破産者　小林　炎美
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２４６号
奈良県橿原市内膳町４丁目３番17号
破産者　有限会社栄光学院
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７５０号
札幌市東区北26条東１丁目３番１号
破産者　有限会社ブラッド・アイ
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２９号
岩手県一関市大東町摺沢字但馬崎15番地の１
破産者　有限会社永澤薬局
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部